

## 一般職非常勤職員(社会福祉士又は精神保健福祉士)募集

檀原市役所の一般職非常勤職員を募集します。

この求人に関する問い合わせや、応募希望者は、下記までご連絡願います。

<b>職種及び人員</b>	相談支援員・就労支援員(社会福祉士又は精神保健福祉士):1名 業務概要:生活困窮者自立支援事業の相談業務および一般事務等 (1) 自立相談支援事業(相談者に対する生活相談支援、就労相談支援、関係各機関との連絡調整、訪問支援、業務に必要な書類一式の作成及び整理等) (2) 住居確保給付事業(相談者との面談、支援者の就職活動を支援するための生活相談、申請に係る書類一式の作成及び整理等)
<b>選考方法</b>	檀原市非常勤職員応募用紙、履歴書(任意様式)、職務経歴書(任意様式)に資格証明書の写しを添えて、募集期間内に福祉総務課にご送付ください。書類選考後、面接の要否をご連絡します。
<b>面接日</b>	随時
<b>応募条件</b>	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得者 パソコン操作(ワード、エクセルの基本操作) 普通自動車運転免許取得者(AT 限定可)
<b>雇用期間</b>	平成30年4月1日～平成31年3月31日(更新なし)
<b>就業場所</b>	檀原市役所 福祉総務課 檀原市内膳町1-1-60 ミグランス2階
<b>就業時間</b>	午前8時30分～午後5時(内、休憩1時間) 週37時間30分
<b>休日</b>	毎週土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
<b>休暇</b>	年次有給休暇:10日
<b>社会保険等</b>	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
<b>給料</b>	月額199,800円
<b>諸手当</b>	本市条例による通勤手当を支給 ※期末手当(ボーナス)、退職金、その他手当の支給及び雇用期間途中の昇給はありません。
<b>その他</b>	本市条例及び諸法令に基づく条件を援用
<b>応募方法</b>	電話にて申し込み後、履歴書、職務経歴書及び社会福祉士又は精神保健福祉士資格の証明書(写し)を下記あてに送付ください。(詳細は、お問い合わせください。)
<b>募集(受付)期間</b>	平成30年3月30日(金)まで ※受付は、持参の場合は(土)、(日)を除き、郵送の場合は、3月30日(金)必着となります。
<b>問い合わせ先</b>	〒634-8509 檀原市内膳町1-1-60 ミグランス2階 檀原市役所 福祉総務課 (担当:谷本・高橋) TEL:0744-22-8301 FAX:0744-25-7857